HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 51(3), 307-308
Issue Date	2000-09-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15024
Type	bulletin (other)
File Information	51(3)_p307-308.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

○二〇〇〇年三月八日（水）午後二時より

「期待される実務法曹教育」

―民事紛争の解決の担い手を前提として―

報告者　判事　井上　稔

コメンテーター　弁護士　小寺正史

出席者　二八名

報告者は、司法研修所の教官として法曹実務教育に携わった経験を有し、また報告当時は札幌地方裁判所において破産事件等を担当する民事四部の部総括判事として北海道拓殖銀行破綻による関連破産事件の処理を担当していた（なお、四月に東京高等裁判所に転勤）。報告の要旨は次のとおりである。

現在日本は、急速な社会の変革期にあり、和（我慢）の社会から権利主張（訴訟）の社会へ移行し、大規模訴訟（公害訴訟・集団訴訟）が噴出するとともに、高度専門的、技術的紛争（医療過誤・特殊専門事件）が増大しており、紛争解決における司法の役割が増大している。法律実務化には、紛争解決に対する理論的整合性（判断の客観的要請）及び社会的に常識ある紛争解決（判断の社会的妥当性）が求められている。

これに応える法律実務家となるためには、基礎法学、臨床法学の知識・経験を併せ持つことが必要である。基礎法学の学習とは、実務法律家として必要な法律的論理思考、分析力、実体法・手続法を併せた有機的理解、判例法の理解、実体法と手続法の関係等法律全体の基本的構造の理解を習得することである。臨床法学の学習とは、具体的な素材・設例に則して、実体法と手続法との融合した紛争解決を学習することである。臨床法学の内容は、社会的な紛争・取引の実態を認識し、それに適用すべき実体法規の探索、規定の解釈、法律効果の発生・消滅に関する社会的事実の選別、法律的全体構成、証拠評価、判断の全過程である。基礎法学のみの学習は、抽象的論理の思考で興味が持続しない可能性があるが、臨床法学の学習により、実体的紛争の理解は深くなる。ただし、臨床法学の学習においては、

論理思考、緻密な概念（思考の分析道具）が曖昧となる可能性があり、基礎法学の学習は重要である。

臨床法学の教育においては、事件素材に基づき民法・商法などの実体規定の解釈・適用、訴訟手続における攻撃防御方法の展開、訴訟手続におけるルール（処分権主義・弁論主義、時期に遅れた攻撃防御方法、争点整理手続等）等を解説することとなる。

臨床法学の教育の例としては、研修所における要件事実教育が存する。これは、当事者の主張を各法律の要件事実にしたがって請求原因、請求原因に対する認否、抗弁、抗弁に対する認否というように分類するものである。

報告者は、最後に、大学における法学教育の参考のために、司法研修所で行われている要件事実教育の例を具体的事例を用いて紹介した。

報告の後、次のとおり、コメンテーターからのコメントおよび出席者からの意見が出されました。

（要件事実教育について）

コメンテーターから、要件事実に分類することにより争点および立証すべき事項が明らかになり、民事裁判の審理を円滑に進めることができる。このような観点から、要件事実教育は民事裁判実務における重要な基礎教育であるとの話がされた。出席者から司法研修所の実務研修など法律実務をある程度体験した後の方がわかりやすいのではないかという意見が出された。

（大学の法曹教育における科目について）

出席者から、大学において法曹教育を行うについて多くの科目が必要との意見があるがどのように考えるかとの質問が出された。これに対して、コメンテーターから、少数の実務家が扱うような分野に関する科目についてはごく少数の学生しか興味を持つ可能性がなく、またこれを指導をすることは大学に取って大きな負担となることから、必ずしも無理して多くの科目を設ける必要はないとの意見が述べられた。

（研修所の実務修習と修習可能人数について）

コメンテーターから、現在の司法研修所の研修としては裁判所・検察庁・弁護士事務所での実務修習が最も意義あるものとして評価されている。現在のような実務修習を実施するとした場合、受け入れ先の容量の点から無理しても最大一五〇〇名程度と推測されるとの話がされた。

（文責　小寺正史）